

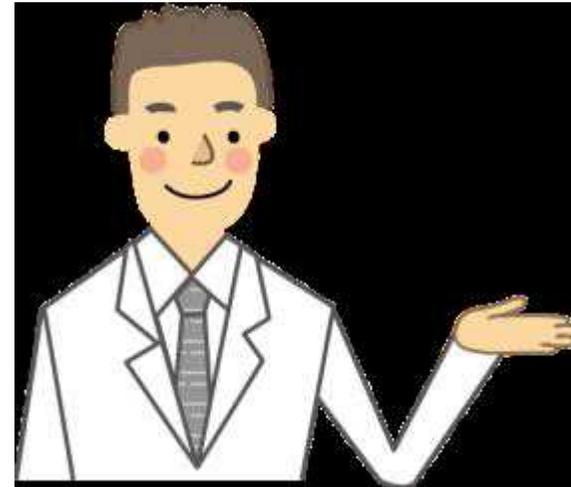
# 改正労働安全衛生法の ポイント

東京労働局 労働基準部 健康課



# 安衛法の改正点

- 労働時間の状況の把握
- 面接指導
- 産業医・産業保健機能の強化
- 法令等の周知の方法
- 心身の状態に関する情報の取扱い



# 労働時間の状況の把握

**ガイドライン（労働時間の適正把握のために使用者が講ずべき措置）から法律に  
～割増賃金支払い対象者から健康管理の観点から全ての労働者に～**

**労働時間の状況の把握**（新安衛法第66条の8の3 新安衛則第52条の7の3）（罰則なし）

**客観的な方法により労働者の労働時間の状況を把握しなければなりません。**

- タイムカードによる記録
- パソコンのログインからログアウトまでの時間の記録等
- 労働時間の状況の記録は3年間保存

\* 客観的な方法その他の適切な方法の具体的な内容については、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を参考に追って通知する予定

# 長時間労働者への医師による面接指導制度とは

## 医師による面接指導制度の趣旨

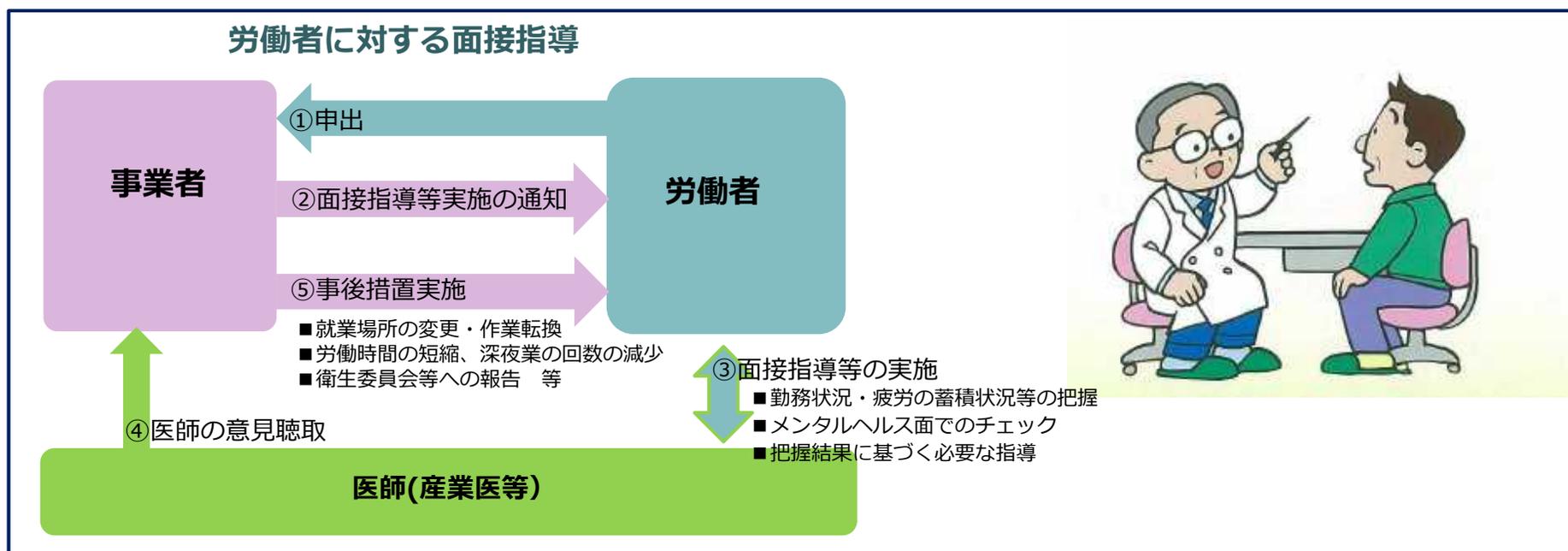
長時間の労働により疲労が蓄積し健康障害発症のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた措置を講じるものです。

## 面接指導の趣旨

問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて必要な指導を行うことをいいます。

## 長時間労働者への面接指導の概要

脳血管疾患及び虚血性心疾患（以下「脳・心臓疾患」という。）の発症時間が長時間労働との関連性が強いとする医学的知見を踏まえ、脳・心臓疾患の発症を予防するため、長時間にわたる労働により疲労の蓄積した労働者に対し、事業者は医師による面接指導を行わなければならないこととされています。また、この面接指導の対象とならない労働者についても、脳・心臓疾患発症の予防的観点から、面接指導または面接指導に準じた措置を講ずるように努めましょう。



# 面接指導

## 1. 労働者の面接指導の要件が変わります

100時間超から80時間超へ

週の実労働時間が40時間を超えた時間が

1月当たり  
80時間を超えている



疲労の蓄積が  
認められる



当該労働者からの  
申出がある



面接指導  
(罰則なし)

\* 研究開発業務に従事する労働者、高度プロフェッショナル制度の対象者を除く

## 2. 労働者に労働時間に関する情報の通知をしなければなりません (罰則なし)

1月当たり80時間を超えた場合

事業者が

当該  
労働者に

速やかに

超えた時間  
に関する情報の通知

\* 超えた時間の通知方法等については、  
後日通達で示されます

産業医に情報の提供

# 長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクの高い労働者を見逃さないため

## 長時間労働者に対する面接指導の流れ（研究開発業務、高プロ除く）



### 3. 研究開発業務従事労働者に対する医師による面接指導が必要です

○ 1月当たり100時間を超えている



面接指導  
(罰則あり)

当該労働者からの申出不要

○ 1月当たり80時間を超えている



疲労の蓄積が  
認められる



当該労働者からの  
申出がある



面接指導  
(罰則ありなし)

面接指導の結果を記録

面接指導結果に基づく措置について  
医師に意見聴取

就業場所や職務内容の変更、有給休暇の  
付与等の事後措置 (必要と認めるとき)

### 4. 高度プロフェSSIONAL制度対象者に対する面接指導

(罰則あり)

高度プロフェSSIONAL制度の対象者で、**健康管理時間** (事業場内にいた及び事業場外において労働した時間) が**省令で定める時間を超える者**に対し、**医師による面接指導**を行わなければならない。

(\* 省令は平成30年度中に示される予定)

### 5. 経過措置

○ 面接指導に係る経過措置

研究開発業務に従事する労働者の面接指導

平成31年3月31日以前始期の36協定



始期から1年間は面接指導を要しない

建設事業、鹿児島県等における砂糖製造業

上限規制のない36協定



面接指導を要しない (上限規制は平成36年4月1日から適用)

# 産業医・産業保健機能の強化

産業医は、健康診断、長時間労働者に対する面接指導及び心理的な負担の程度を把握するための検査並びにその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置、作業環境管理、作業管理、健康管理、労働者の健康の保持増進を図るための措置、衛生教育、労働者の健康障害の調査等で、医学に関する専門的知識を必要とするものを行うことを職務とされています。

改正後の労働安全衛生法では、長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、産業医による面接指導や健康相談等が確実に実施されるようにし、産業保健機能を強化するとともに、産業医の独立性や中立性を高めるなどにより、産業医等が産業医学の専門的立場から労働者一人ひとりの健康確保のためにより一層効果的な活動を行いやすい環境を整備するため、産業医の在り方が見直されました。

## 衛生委員会とは

衛生委員会とは、労働者の健康管理等について、労使が協力して効果的な対策を進めるために、事業場に設置する協議の場です。衛生委員会のメンバーは、総括安全衛生委員会、産業医、衛生管理者、衛生に関する経験を有する労働者で構成されます。常時50人以上の労働者を使用する事業場では、「衛生委員会」の設置が事業者の義務となっています。

## 産業医とは

産業医とは、労働者の健康管理等について、専門的な立場から指導や助言を行う医師のことです。労働安全衛生法では、労働者数50人以上の事業場においては、産業医の選任が事業者の義務となっています。また、小規模事業場(労働者数50人未満の事業場)においては、産業医の選任義務はありませんが、労働者の健康管理を医師等に行わせるように努めなければなりません。



## 産業医の離任を衛生委員会に報告を！

### 産業医の選任 (新安衛則第13条第4項)

○事業者は、産業医が辞任又は産業医を解任したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を衛生委員会に報告しなければなりません。

(\*遅滞なく：概ね1月以内)

事業者

## 産業医等に健康管理等に必要な情報の提供を！

### 産業医への情報の提供（新安衛則第14条の2）

- 既に講じた健康診断実施後の措置、長時間労働者に対する面接指導実施後の措置、ストレスチェック検査結果に基づく面接指導実施後の措置又は講じようとするこれからの措置内容 → **意見聴取後遅滞なく**  
**\*措置しない場合はその理由も情報提供しなければなりません**（\*遅滞なく：概ね1月以内）
- 1月当たり80時間を超えた労働者の氏名と超えた時間に関する情報 → **超えた時間の算定後速やかに**  
**\*平成31年4月1日以降期間分のみで足ります**（\*速やかに：概ね2週間以内）
- 産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要と認めるもの → **産業医から求められたら速やかに**  
（\*速やかに：概ね2週間以内）

事業者

産業医

### 産業医による勧告（新安衛則第14条の3）

- あらかじめ、当該勧告内容について、事業者の意見を求めなければなりません。

### 産業医の勧告を受けたときの衛生委員会等への報告（新安衛則第14条の3）

- 勧告の内容
  - 勧告を踏まえて講じた措置の内容  
**（措置を講じない場合はその旨及びその理由）**
- ⇒ 衛生委員会（安全衛生委員会）に報告  
\*記録を3年間保存

事業者

### 産業医に対する権限の付与（新安衛則第14条の4 関係）

産業医に対して、規則第14条第1項（産業医及び産業歯科医師の職務）をなし得る以下の権限を付与しなければなりません。

- 事業者又は総括安全衛生管理者に意見を述べる
- 労働者から当該労働者の健康管理等の実施に必要な情報を収集する
- 労働者の健康確保のため緊急の必要がある場合、当該労働者に対して必要な措置の指示する

事業者

産業医

### 産業医による衛生委員会等に対する調査審議の求め（新安衛則第23条）

○衛生委員会等に対して労働者の健康確保の観点から、必要な調査審議を求めることができます。

### 安全委員会、衛生委員会等の意見等の記録（新安衛則第23条）

委員会開催の都度

- ・委員会の意見
- ・当該意見を踏まえて講じた措置の内容
- ・委員会における議事で重要なもの

記録を3年間保存

事業者

産業医

### 産業医の独立性・中立性の強化（新安衛法第13条）

○産業医学の専門的立場から、独立性・中立性をもってその職務を行うことができるように必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければなりません。

### 労働者からの健康相談に適切に対応するために必要な体制の整備等（新安衛法第13条の3）

○産業医等が産業医学の専門的立場から、労働者の健康管理等を適切に実施できるよう、産業医等が労働者からの健康相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

事業者

産業医

### 産業医の知識・能力の維持向上（新安衛法第14条）

○労働者の健康管理等を行うに当たって必要な医学に関する知識及び能力の維持向上に努めなければなりません。

# 法令等の周知の方法等

安全衛生法第101条（法令の周知）は、労働者に対する事業者の法令等周知義務について規定したもので、今回の改正により、産業医を選任した事業場は、その事業場における産業医等の業務の具体的な内容、産業医に対する健康相談の申出の方法及び産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの方法を労働者に周知しなければならないこととなりました。

## 産業医等の業務の内容等の周知（新安衛法第101条第2項、新安衛則第98条の2）

### 『周知の内容』

- 産業医の業務の具体的な内容
- 産業医に対する健康相談の申出の方法
- 産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱い方法

### 『周知の方法』

- ・常時各作業場所の見やすい箇所に掲示・備付等
- ・書面を労働者に交付
- ・磁気テープ、磁気ディスク等に記録し、各作業場所において常時確認できる機器を設置

事業者

事業場内イントラネットでの電子掲示板への掲載も含まれます

# 労働者の心身の状態に関する情報の取扱い

健診、面接指導、ストレスチェック検査結果等には、労働者にとって機微な情報も含まれています。

## 心身の情報に関する情報の取扱い（新安衛法第104条、新安衛則第98条の3）

- 労働者が雇用管理において不利益な取扱いを受ける不安なく、健診等を受けられるようにするため、労働者の心身の状態に関する情報を収集等するに当たって、健康確保に必要な範囲内で収集し、保管・使用しなければなりません。
- 労働者の心身の状態に関する情報を管理するために必要な措置を講じなければなりません。

事業者

\* 情報を適正に管理するために講ずべき措置に関する指針を公表しました。指針に基づき事業者が講ずべき措置の具体的な内容については、追って通知する予定です。

# 労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針

平成 30 年 9 月 7 日 労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第 1 号

## 1 趣旨・総論

事業者が、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づき実施する健康診断等の健康を確保するための措置（以下「健康確保措置」という。）や任意に行う労働者の健康管理活動を通じて得た労働者の心身の状態に関する情報（以下「心身の状態の情報」という。）については、そのほとんどが個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 3 項に規定する「要配慮個人情報」に該当する機微な情報である。そのため、事業場において、労働者が雇用管理において自身にとって不利益な取扱いを受けるといふ不安を抱くことなく、安心して産業医等による健康相談等を受けられるようにするとともに、事業者が必要な心身の状態の情報を収集して、労働者の健康確保措置を十全に行えるようにするためには、関係法令に則った上で、心身の状態の情報が適切に取り扱われることが必要であることから、事業者が、当該事業場における心身の状態の情報の適正な取扱いのための規程（以下「取扱規程」という。）を策定することによる当該取扱いの明確化が必要である。こうした背景の下、労働安全衛生法第 104 条第 3 項及びじん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）第 35 条の 3 第 3 項に基づき公表する本指針は、心身の状態の情報の取扱いに関する原則を明らかにしつつ、事業者が策定すべき取扱規程の内容、策定の方法、運用等について定めたものである。

その上で、取扱規程については、健康確保措置に必要な心身の状態の情報の範囲が労働者の業務内容等によって異なり、また、事業場の状況に応じて適切に運用されることが重要であることから、本指針に示す原則を踏まえて、事業場ごとに衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「衛生委員会等」という。）を活用して労使関与の下で、その内容を検討して定め、その運用を図る必要がある。

なお、本指針に示す内容は、事業場における心身の状態の情報の取扱いに関する原則である。このため、事業者は、当該事業場の状況に応じて、心身の状態の情報が適切に取り扱われるようその趣旨を踏まえつつ、本指針に示す内容とは異なる取扱いを行うことも可能である。しかしながら、その場合は、労働者に、当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明した上で行う必要がある。

## 2 心身の状態の情報の取扱いに関する原則

### (1) 心身の状態の情報を取り扱う目的

事業者が心身の状態の情報を取り扱う目的は、労働者の健康確保措置の実施や事業

者が負う民事上の安全配慮義務の履行であり、そのために必要な心身の状態の情報を適正に収集し、活用する必要がある。

一方、労働者の個人情報保護を保護する観点から、現行制度においては、事業者が心身の状態の情報を取り扱えるのは、労働安全衛生法令及びその他の法令に基づく場合や本人が同意している場合のほか、労働者の生命、身体の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等とされているので、上記の目的に即して、適正に取り扱われる必要がある。

## (2) 取扱規程を定める目的

心身の状態の情報が、労働者の健康確保措置の実施や事業者が負う民事上の安全配慮義務の履行の目的の範囲内で適正に使用され、事業者による労働者の健康確保措置が十全に行われるよう、事業者は、当該事業場における取扱規程を定め、労使で共有することが必要である。

## (3) 取扱規程に定めるべき事項

取扱規程に定めるべき事項は、具体的には以下のものが考えられる。

- ① 心身の状態の情報を取り扱う目的及び取扱方法
- ② 心身の状態の情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う心身の状態の情報の範囲
- ③ 心身の状態の情報を取り扱う目的等の通知方法及び本人同意の取得方法
- ④ 心身の状態の情報の適正管理の方法
- ⑤ 心身の状態の情報の開示、訂正等（追加及び削除を含む。以下同じ。）及び使用停止等（消去及び第三者への提供の停止を含む。以下同じ。）の方法
- ⑥ 心身の状態の情報の第三者提供の方法
- ⑦ 事業承継、組織変更に伴う心身の状態の情報の引継ぎに関する事項
- ⑧ 心身の状態の情報の取扱いに関する苦情の処理
- ⑨ 取扱規程の労働者への周知の方法

なお、②については、個々の事業場における心身の状態の情報を取り扱う目的や取り扱う体制等の状況に応じて、部署や職種ごとに、その権限及び取り扱う心身の状態の情報の範囲等を定めることが適切である。

## (4) 取扱規程の策定の方法

事業者は、取扱規程の策定に当たっては、衛生委員会等を活用して労使関与の下で検討し、策定したものを労働者と共有することが必要である。この共有の方法については、就業規則その他の社内規程等により定め、当該文書を常時作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける、イントラネットに掲載を行う等の方法により周知することが考えられる。

なお、衛生委員会等を設置する義務がない常時 50 人未満の労働者を使用する事業場（以下「小規模事業場」という。）においては、事業者は、必要に応じて労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 23 条の 2 に定める関係労働者の意見を聴く機会を活用する等により、労働者の意見を聴いた上で取扱規程を策定し、労働者と共有することが必要である。

また、取扱規程を検討又は策定する単位については、当該企業及び事業場の実情を踏まえ、事業場単位ではなく、企業単位とすることも考えられる。

#### （5）心身の状態の情報の適正な取扱いのための体制の整備

心身の状態の情報の取扱いに当たっては、情報を適切に管理するための組織面、技術面等での措置を講じることが必要である。

（9）の表の右欄に掲げる心身の状態の情報の取扱いの原則のうち、特に心身の状態の情報の加工に係るものについては、主に、医療職種を配置している事業場での実施を想定しているものである。

なお、健康診断の結果等の記録については、事業者の責任の下で、健康診断を実施した医療機関等と連携して加工や保存を行うことも考えられるが、その場合においても、取扱規程においてその取扱いを定めた上で、健康確保措置を講じるために必要な心身の状態の情報は、事業者等が把握し得る状態に置く等の対応が必要である。

#### （6）心身の状態の情報の収集に際しての本人同意の取得

（9）の表の①及び②に分類される、労働安全衛生法令において労働者本人の同意を得なくても収集することのできる心身の状態の情報であっても、取り扱う目的及び取扱方法等について、労働者に周知した上で収集することが必要である。また、（9）の表の②に分類される心身の状態の情報を事業者等が収集する際には、取り扱う目的及び取扱方法等について労働者の十分な理解を得ることが望ましく、取扱規程に定めた上で、例えば、健康診断の事業者等からの受診案内等にあらかじめ記載する等の方法により労働者に通知することが考えられる。さらに、（9）の表の③に分類される心身の状態の情報を事業者等が収集する際には、個人情報の保護に関する法律第 17 条第 2 項に基づき、労働者本人の同意を得なければならない。

#### （7）取扱規程の運用

事業者は、取扱規程について、心身の状態の情報を取り扱う者等の関係者に教育し、その運用が適切に行われるようにするとともに、適宜、その運用状況を確認し、取扱規程の見直し等の措置を行うことが必要である。

取扱規程の運用が適切に行われていないことが明らかになった場合は、事業者は労働者にその旨を説明するとともに、再発防止に取り組むことが必要である。

#### （8）労働者に対する不利益な取扱いの防止

事業者は、心身の状態の情報の取扱いに労働者が同意しないことを理由として、又は、労働者の健康確保措置及び民事上の安全配慮義務の履行に必要な範囲を超えて、当該労働者に対して不利益な取扱いを行うことはあってはならない。

以下に掲げる不利益な取扱いを行うことは、一般的に合理的なものとはいえないので、事業者は、原則としてこれを行ってはならない。なお、不利益な取扱いの理由が以下に掲げるもの以外のものであったとしても、実質的に以下に掲げるものに該当する場合には、当該不利益な取扱いについても、行ってはならない。

- ① 心身の状態の情報に基づく就業上の措置の実施に当たり、例えば、健康診断後に医師の意見を聴取する等の労働安全衛生法令上求められる適切な手順に従わないなど、不利益な取扱いを行うこと。
- ② 心身の状態の情報に基づく就業上の措置の実施に当たり、当該措置の内容・程度が聴取した医師の意見と著しく異なる等、医師の意見を勘案し必要と認められる範囲内となっていないもの又は労働者の実情が考慮されていないもの等の労働安全衛生法令上求められる要件を満たさない内容の不利益な取扱いを行うこと。
- ③ 心身の状態の情報の取扱いに労働者が同意しないことや心身の状態の情報の内容を理由として、以下の措置を行うこと。
  - (a) 解雇すること
  - (b) 期間を定めて雇用される者について契約の更新をしないこと
  - (c) 退職勧奨を行うこと
  - (d) 不当な動機・目的をもってなされたと判断されるような配置転換又は職位（役職）の変更を命じること
  - (e) その他労働契約法等の労働関係法令に違反する措置を講じること

(9) 心身の状態の情報の取扱いの原則（情報の性質による分類）

心身の状態の情報の取扱いを担当する者及びその権限並びに取り扱う心身の状態の情報の範囲等の、事業場における取扱いの原則について、労働安全衛生法令及び心身の状態の情報の取扱いに関する規定がある関係法令の整理を踏まえて分類すると、次の表のとおりとなる。

心身の状態の情報の分類	左欄の分類に該当する心身の状態の情報の例	心身の状態の情報の取扱いの原則
① 労働安全衛生法令に基づき事業者が直接取り扱うこととされており、労働安	(a) 健康診断の受診・未受診の情報 (b) 長時間労働者による面接指導の申出の有無 (c) ストレスチェックの結	全ての情報をその取扱いの目的の達成に必要な範囲を踏まえて、事業者等が取り扱う必要がある。

<p>全衛生法令に定める義務を履行するために、事業者が必ず取り扱わなければならない心身の状態の情報</p>	<p>果、高ストレスと判定された者による面接指導の申出の有無</p> <p>(d) 健康診断の事後措置について医師から聴取した意見</p> <p>(e) 長時間労働者に対する面接指導の事後措置について医師から聴取した意見</p> <p>(f) ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者に対する面接指導の事後措置について医師から聴取した意見</p>	<p>ただし、それらに付随する健康診断の結果等の心身の状態の情報については、②の取扱いの原則に従って取り扱う必要がある。</p>
<p>② 労働安全衛生法令に基づき事業者が労働者本人の同意を得ずに収集することが可能であるが、事業場ごとの取扱規程により事業者等の内部における適正な取扱いを定めて運用することが適当である心身の状態の情報</p>	<p>(a) 健康診断の結果(法定の項目)</p> <p>(b) 健康診断の再検査の結果(法定の項目と同一のものに限る。)</p> <p>(c) 長時間労働者に対する面接指導の結果</p> <p>(d) ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者に対する面接指導の結果</p>	<p>事業者等は、当該情報の取扱いの目的の達成に必要な範囲を踏まえて、取り扱うことが適切である。そのため、事業場の状況に応じて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報を取り扱う者を制限する</li> <li>・情報を加工する</li> </ul> <p>等、事業者等の内部における適切な取扱いを取扱規程に定め、また、当該取扱いの目的及び方法等について労働者が十分に認識できるよう、丁寧な説明を行う等の当該取扱いに対する労働者の納得性を高める措置を講じた上で、取扱規程を運用する必要がある。</p>
<p>③ 労働安全衛生</p>	<p>(a) 健康診断の結果(法定外</p>	<p>個人情報保護に関する</p>

<p>法令において事業者が直接取り扱うことについて規定されていないため、あらかじめ労働者本人の同意を得ることが必要であり、事業場ごとの取扱規程により事業者等の内部における適正な取扱いを定めて運用することが必要である心身の状態の情報</p>	<p>項目)  (b) 保健指導の結果  (c) 健康診断の再検査の結果  (法定の項目と同一のものを除く。)  (d) 健康診断の精密検査の結果  (e) 健康相談の結果  (f) がん検診の結果  (g) 職場復帰のための面接指導の結果  (h) 治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書  (i) 通院状況等疾病管理のための情報</p>	<p>る法律に基づく適切な取扱いを確保するため、事業場ごとの取扱規程に則った対応を講じる必要がある。</p>
---	--	--

※ ②の心身の状態の情報について、労働安全衛生法令に基づき行われた健康診断の結果のうち、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号）第 2 条各号に掲げる項目については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 27 条第 3 項の規定により、事業者は保険者の求めに応じて健康診断の結果を提供しなければならないこととされているため、労働者本人の同意を得ずに事業者から保険者に提供できる。

③の心身の状態の情報について、「あらかじめ労働者本人の同意を得ることが必要」としているが、個人情報の保護に関する法律第 17 条第 2 項各号に該当する場合は、あらかじめ労働者本人の同意は不要である。また、労働者本人が自発的に事業者に提出した心身の状態の情報については、「あらかじめ労働者本人の同意」を得たものと解されるが、当該情報について事業者等が医療機関等に直接問い合わせる場合には、別途、労働者本人の同意を得る必要がある。

#### (10) 小規模事業場における取扱い

小規模事業場においては、産業保健業務従事者の配置が不十分である等、(9) の原則に基づいた十分な措置を講じるための体制を整備することが困難な場合にも、事業場の体制に応じて合理的な措置を講じる必要がある。

この場合、事業場ごとに心身の状態の情報の取扱いの目的の達成に必要な範囲で取扱規程を定めるとともに、特に、(9) の表の②に該当する心身の状態の情報の取扱い

については、衛生推進者を選任している場合は、衛生推進者に取り扱わせる方法や、取扱規程に基づき適切に取り扱うことを条件に、取り扱う心身の状態の情報を制限せずに事業者自らが直接取り扱う方法等が考えられる。

### 3 心身の状態の情報の適正管理

#### (1) 心身の状態の情報の適正管理のための規程

心身の状態の情報の適正管理のために事業者が講ずべき措置としては以下のものが挙げられる。これらの措置は個人情報の保護に関する法律において規定されているものであり、事業場ごとの実情を考慮して、適切に運用する必要がある。

- ① 心身の状態の情報を必要な範囲において正確・最新に保つための措置
- ② 心身の状態の情報の漏えい、滅失、改ざん等の防止のための措置（心身の状態の情報の取扱いに係る組織的体制の整備、正当な権限を有しない者からのアクセス防止のための措置等）
- ③ 保管の必要がなくなった心身の状態の情報の適切な消去等

このため、心身の状態の情報の適正管理に係る措置については、これらの事項を踏まえ、事業場ごとに取扱規程に定める必要がある。

なお、特に心身の状態の情報の適正管理については、企業や事業場ごとの体制、整備等を個別に勘案し、その運用の一部又は全部を本社事業場において一括して行うことも考えられる。

#### (2) 心身の状態の情報の開示等

労働者が有する、本人に関する心身の状態の情報の開示や必要な訂正等、使用停止等を事業者に請求する権利についても、ほとんどの心身の状態の情報が、機密性が高い情報であることに鑑みて適切に対応する必要がある。

#### (3) 小規模事業場における留意事項

小規模事業者においては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）の「8（別添）講ずべき安全管理措置の内容」も参照しつつ、取り扱う心身の状態の情報の数量及び心身の状態の情報を取り扱う労働者数が一定程度にとどまること等を踏まえ、円滑にその義務を履行し得るような手法とすることが適当である。

### 4 定義

本指針において、以下に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

#### ① 心身の状態の情報

事業場で取り扱う心身の状態の情報は、労働安全衛生法第 66 条第 1 項に基づく健康

診断等の健康確保措置や任意に行う労働者の健康管理活動を通じて得た情報であり、このうち個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する「要配慮個人情報」に該当するものについては、「雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について」（平成29年5月29日付け基発0529第3号）の「健康情報」と同義である。

なお、その分類は2（9）の表の左欄に、その例示は同表の中欄にそれぞれ掲げるとおりである。

#### ② 心身の状態の情報の取扱い

心身の状態の情報に係る収集から保管、使用（第三者提供を含む。）、消去までの一連の措置をいう。なお、本指針における「使用」は、個人情報の保護に関する法律における「利用」に該当する。

#### ③ 心身の状態の情報の適正管理

心身の状態の情報の「保管」のうち、事業者等が取り扱う心身の状態の情報の適正な管理に当たって事業者が講ずる措置をいう。

#### ④ 心身の状態の情報の加工

心身の状態の情報の他者への提供に当たり、提供する情報の内容を健康診断の結果等の記録自体ではなく、所見の有無や検査結果を踏まえた就業上の措置に係る医師の意見に置き換えるなど、心身の状態の情報の取扱いの目的の達成に必要な範囲内で使用されるように変換することをいう。

#### ⑤ 事業者等

労働安全衛生法に定める事業者（法人企業であれば当該法人、個人企業であれば事業経営主を指す。）に加え、事業者が行う労働者の健康確保措置の実施や事業者が負う民事上の安全配慮義務の履行のために、心身の状態の情報を取り扱う人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者、産業保健業務従事者及び管理監督者等を含む。

なお、2（3）②における「心身の状態の情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う心身の状態の情報の範囲」とは、これらの者ごとの権限等を指す。

#### ⑥ 医療職種

医師、保健師等、法律において、業務上知り得た人の秘密について守秘義務規定が設けられている職種をいう。

#### ⑦ 産業保健業務従事者

医療職種や衛生管理者その他の労働者の健康管理に関する業務に従事する者をいう。